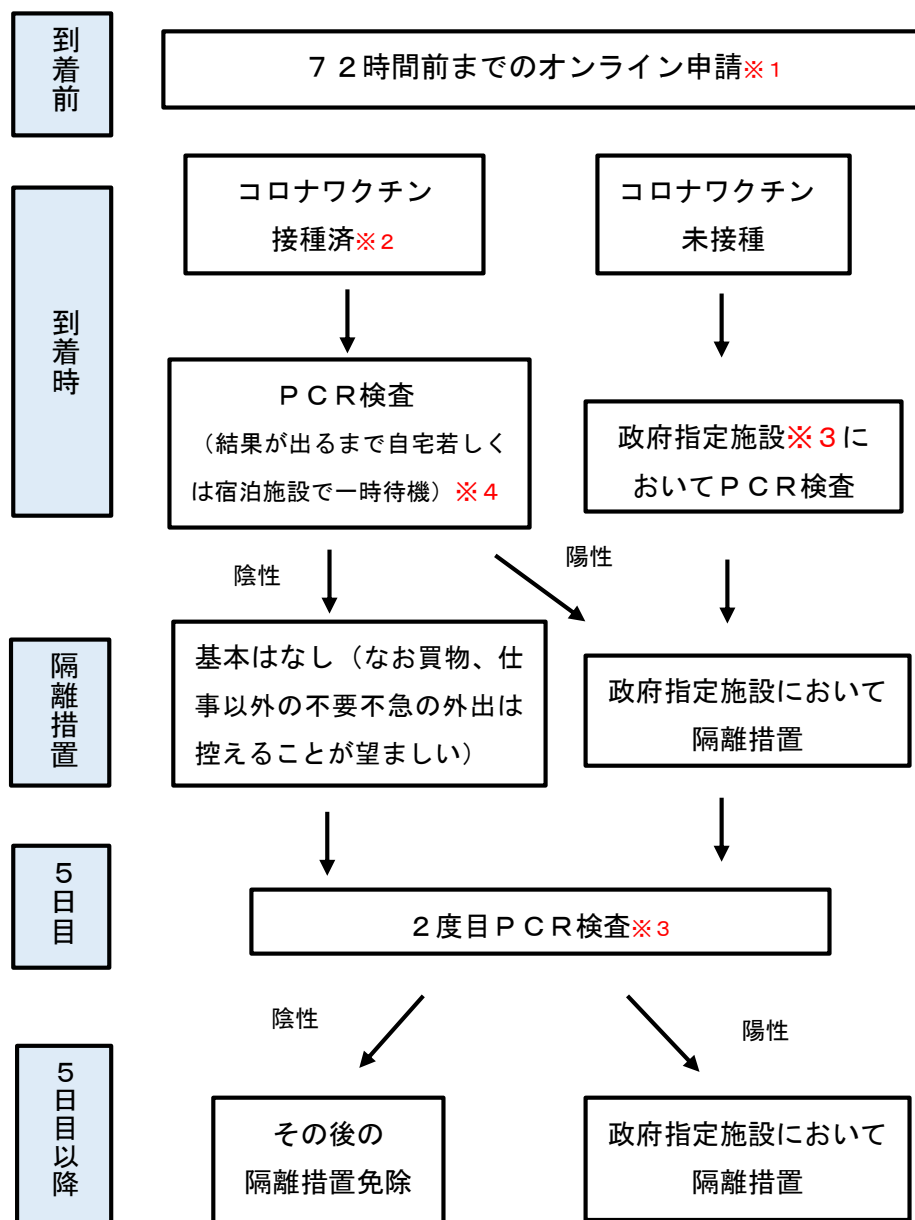


北マリアナ諸島への入国(境)について

2021年8月5日更新

- 8月3日以降、米国内におけるデルタ株の流行に伴い、米国疾病予防管理センターのガイドラインに基づき北マリアナ諸島（CNMI）における入国(境)措置が変更となりました。日本・グアム・米国本土からCNMIへ入国(境)する際の措置は以下のとおりとなります。一方、これらの措置は事前の通告なく変更となる場合がありますので、CNMI政府が発出する最新情報を御確認ください。



- ※1 オンライン申請 ([CNMI Mandatory Declaration Form | CNMI Office of the Governor](#)) をしていない場合、到着時の確認となり、承認を得るまで政府指定施設における待機が必要
- ※2 ワクチン接種完了時から14日以上経過・ワクチン証明保持(公式ワクチン証明: 接種者名前・生年月日・ワクチン投与者名・ワクチン投与場所・ワクチン名(ファイザー、モデルナ・ヤンセン・アストラゼネカ)・ワクチン投与日・ワクチン製造番号・ワクチン有効期限の表記があるもの。CDCワクチン証明は不可。)
- ※3 カノアリゾートホテル/マリアナリゾートホテル
- ※4 自宅/宿泊施設におけるワクチン接種対象者が接種完了済みであり、特別対策本部より承認を得られた場合

- 米国入国者に対する出発前検査証明取得の義務付け

1月26日以降、米国への入国には、渡航前3日以内に取得したコロナウイルス陰性証明が必要となります。なお、本措置は米国政府による措置となり、詳細は必ず御自身で航空会社に御確認願います。CNMI—グアム間のみの場合は不要。

- CNMIとグアム間の合意について

CNMIからグアムに渡航する際、写真付き身分証明書及びCNMI公式接種記録を提示することで、隔離措置が免除となる可能性があります。

上記措置は変更となることがあります。必ず御自身で最新情報を御確認ください。

問い合わせ先：(670)287-0046 / 0489 / 1089

ウェブサイト

- CNMI政府 <https://governor.gov.mp/covid-19/travel/>
- 北マリアナ公立病院 <http://www.chcc.gov.mp/pressrelease.php>
- 米国疾病予防管理センター(CDC)による渡航勧告レベルの確認
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/map-and-travel-notice.html>